

＜ 児童発達支援事業者、医療型児童発達支援事業者、居宅訪問型児童発達支援事業者の方へ ＞

令和8年度大阪市児童発達支援等利用者負担給付金支給事業について

1	大阪市児童発達支援等利用者負担給付金の支給対象者等	2
（1）	支給対象者	2
（2）	支給の方法	2
2	受領委任払による支給の流れ	4
（1）	保護者からの給付金支給の申請	4
（2）	保護者あて給付金支給決定の通知	5
（3）	保護者から事業所への委任状の提出	5
（4）	事業所から大阪市への委任状の提出	7
（5）	国保連への請求	9
（6）	国保連からの支払い	10
（7）	保護者への給付金受領額のお知らせ	10
（8）	まとめ《令和8年4月サービス提供分のイメージ》	11
3	償還払による支給の流れ	12
（1）	保護者からの給付金支給の申請	13
（2）	給付金支給の決定及び支払い	13
4	請求書・明細書の記載例	14
（1）	障がい児通所給付費・入所給付費等請求書の記載例	14
（2）	障がい児通所給付費・入所給付費等明細書の記載例	15
5	大阪市児童発達支援等利用者負担給付金支給事業に関するよくある質問	16

「大阪市児童発達支援等利用者負担給付金支給事業」は、就学前の障がい児に係る児童発達支援の利用者の負担軽減を図ることを目的とした本市独自の制度です。

1 令和8年度における大阪市児童発達支援等利用者負担給付金の支給対象者等

令和8年9月から、第一子を含むすべての0～2歳が本給付金の対象者になります

(1) 支給対象者

- ① 大阪市から児童発達支援、医療型児童発達支援又は居宅訪問型児童発達支援（以下、「児童発達支援等」という。）の支給決定を受けている
- ② 監護する0～2歳（※1）の児童である
- ③ 児童発達支援等事業者に対する利用者負担額（※2）が発生する（※3）

※1 支給対象となる0歳児から2歳児とは、年度の初日の前日に0歳又は1歳又は2歳である場合をいい、令和8年度においては、**令和5年4月2日以降生まれの児童**を指します。

※2 児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に定める額をいいます。
（医療型児童発達支援にかかる医療費や、おやつ代などの実費は含まない。）

※3 市民税課税世帯の方で、利用者負担上限月額が4,600円又は37,200円の方。
かつ、国の多子軽減の無償対象（第3子以降）でない方。

(2) 支給の方法

次の（ア）（イ）の2種類があります。

（ア）受領委任払による支給 【原則の支給方法】

保護者が各事業所に対して、給付金の請求及び受領を委任することにより、事業所に対して給付金を支払います。

（イ）償還払による支給 【（ア）受領委任払により難しい場合のみ】

これまでと同様、保護者から各事業所に利用者負担額をお支払いただきます。

その後、実際にお支払いいただいた利用者負担額について、保護者から大阪市に給付金の支給申請をいただき、大阪市内で申請内容を確認したうえで、保護者のご指定の口座へ振り込みます。

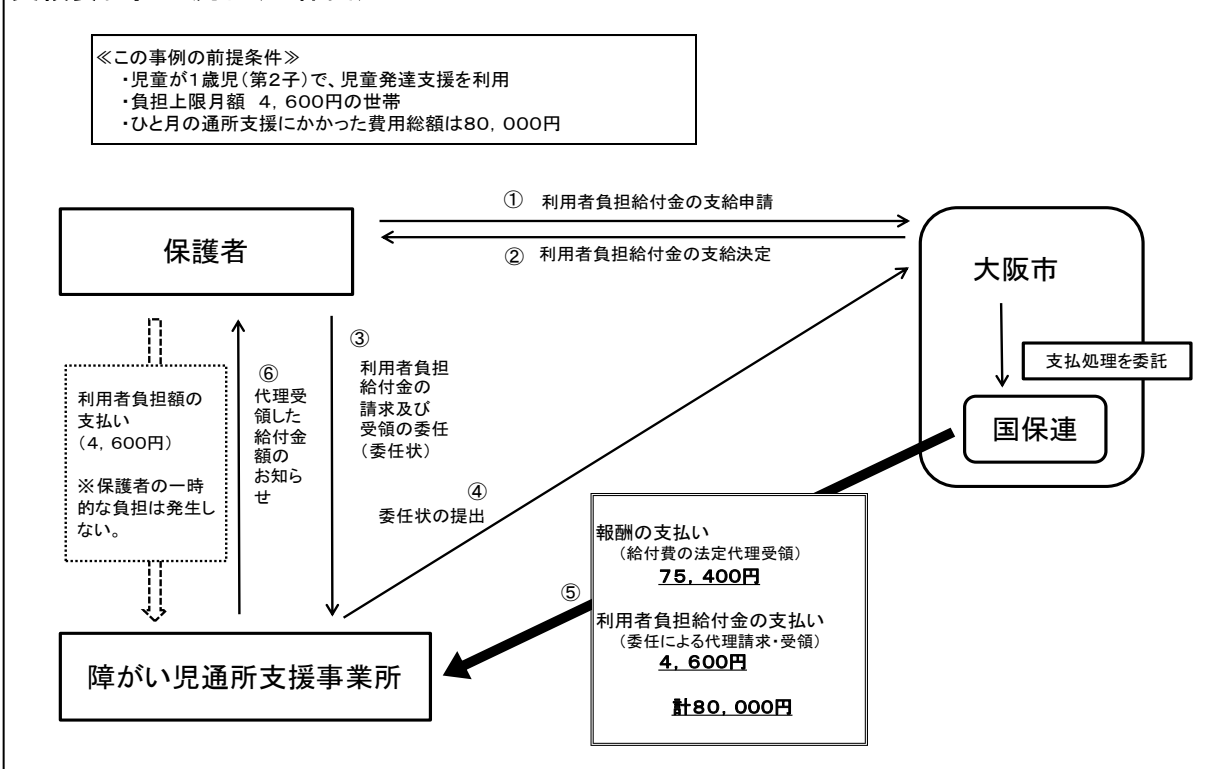
（ア）受領委任払による支給を原則とし、これにより難しい場合にのみ、（イ）償還払による支給となります。

ポイント 受領委任払により難しい場合とは

- ・保護者が特段の事情により償還払による支給を希望された場合など、例外的な場合にのみ、償還払による支給を行うことを想定しています。
- ・受領委任払において、事業所から区役所への委任状の提出がサービス提供月の末日までに間に合わない場合、サービス提供月の翌月 10 日〆切分ではエラーとなり、給付金の請求ができません。
- ・この場合、月遅れで請求いただくか、法定給付分のみで請求したのに対して過誤申立により請求を取り下げた後に、本給付金を計上して再請求していただくこととなります。
- ・このような場合も、償還払による支給ではなく、原則として受領委任払での支給となりますので、ご協力をよろしくお願いします。
- ・受領委任払による支給は、保護者が給付金の請求及び受領を各事業所に対して委任することにより、事業所に対して給付金を支払う仕組みであるため、償還払と比べて、保護者にとっても利用者負担額の一時的な負担が発生しないというメリットがあります。
- ・事業所のみなさまにおかれましても、例外的な場合を除いて、原則として受領委任払による支給が行われるよう、ご協力をよろしくお願いします。

2 受領委任払による支給の流れ

受領委任払の流れ(全体図)



(1) 保護者からの給付金支給の申請 (上記全体図中の①)

【保護者 → 区役所】

- ・ 保護者から区役所に対して、原則としてサービス提供月の前月末日までに、支給申請書(様式第1号)により給付金支給の申請を行います。例えば、令和8年4月サービス提供分から受領委任払による給付金の支給決定を受ける場合は、令和8年3月末日までに申請を行っていただきます。
- ・ なお、やむを得ずサービス提供月の前月末日までに提出ができなかった場合は、速やかに給付金支給の申請を行っていただきます。

保護者からの支給申請書の受付窓口

○持参・郵送ともに

お住まいの区の保健福祉センター福祉業務担当

ポイント 給付金の支給決定の年度更新について

- ・ 給付金事業は年度単位の事業です。次年度以降のサービス提供分について給付金の支給を受けるためには、改めて申請が必要です。(20ページの「よくある質問：問18」をご確認ください。)

（２）保護者あて給付金支給決定の通知（４ページの全体図中の②）

【区役所 → 保護者】

- ・（１）の申請に対して支給決定を行い、区役所から保護者あてに支給決定通知書（様式第３－１号）、委任状（様式第５号）、「児童発達支援事業者の方へ」を各１枚ずつ送付します。
- ・ 委任状の様式を紛失した場合や、書き損じた場合は、大阪市ホームページから様式をダウンロードし、印刷していただくことが可能です。

ポイント 委任状の提出について

- ・ 委任状は利用するすべての事業所（上限管理事業所の設定の有無に関わらず）について、年度ごとに提出する必要があります。
- ・ 新たに事業所を利用する場合や、利用する事業所を変更する場合も、その都度委任状を提出していただく必要があります。

（３）保護者から事業所への委任状の提出（４ページの全体図中の③）

【保護者 → 事業所】

- ・ 保護者から事業所に対し、給付金の請求及び受領に関する権限が委任されていることを証するための委任状（様式第５号）を提出いただきます。
- ・ 委任事項である「 年 月から 年 月までに同支援の提供を受けたもの」の期間は、支給決定通知書（様式第３－１号）の「支給の対象となる障がい児通所支援」に記載された期間と同様の期間を記載していただくことになります。

ポイント 委任する期間について（６ページのイメージ参照）

- ・ 令和８年４月から、受領委任払による給付金の支給決定を受けている場合は、支給決定通知書（様式３－１号）に「令和８年４月から令和９年３月までに同支援の提供を受けたもの」と記載されています。
- ・ 令和８年４月より前から代理人欄に記載の事業所を利用している場合であっても、委任状は、「令和８年４月から令和９年３月までに同支援の提供を受けたもの」と記載していただくことになります。
- ・ 委任する期間の欄が、保護者から提出された時点で空白となっている場合、必ず支給決定通知書（様式３－１号）を確認いただき、保護者に記載するようお伝えください。

ポイント 給付金の対象者であることの確認について

- ・ 障がい児通所受給者証には本給付金の対象者であることの記載は行いません。
- ・ 保護者から委任状が提出された場合は、事業所において、（２）に記載の、大阪市から保護者あて送付した支給決定通知書（様式第３－１号）を必ずご確認ください、決定通知書により、本給付金の対象者であることの確認を行っていただきますようお願いいたします。
- ・ また、保護者から提出される委任状の「委任者（支給決定を受けた保護者）」は、支給決定通知書（様式第３－１号）の「支給決定保護者氏名」欄に記載の方と同一となります。

《支給決定通知書（様式第3-1号）と委任状（様式第5号）のイメージ》

様式第 3-1 号

第 年 月 日

〒大阪府大阪市〇区〇〇一丁目〇番〇号
大阪 ▲▲ 様

保護者から支給決定通知書の提示を受けることにより、必ず給付金の対象者であることを確認してください。

大阪市児童発達支援等利用者負担給付金支給決定通知書

大阪 ▲▲ 様 大阪市長

先に申請のありました児童発達支援等利用者負担給付金について、次のとおり支給を決定しましたので、通知します。

なお、児童発達支援、医療型児童発達支援又は居宅訪問型児童発達支援を提供する事業所に対して、給付金の請求及び受領に関する権限を委任することを記載した委任状を提出してください。

決 定 内 容	
支給決定保護者氏名	大阪 ▲▲
支給決定に係る児童氏名	大阪 ○○
受給者証番号	1234567890
支給の対象となる障がい児通所支援	大阪市内で給付決定を受けた児童発達支援、医療型児童発達支援又は居宅訪問型児童発達支援に係る次の期間に同支援の提供を受けたもの <div style="border: 2px solid red; padding: 2px; text-align: center;">令和 8 年 04 月から令和 9 年 08 月まで</div>
備 考	

様式第 5 号

委 任 状

大阪市長

(代理人) (児童発達支援、医療型児童発達支援又は居宅訪問型児童発達支援を提供する事業所)

事業所住所 ④ _____

事業所名・代表者名 _____

事業所番号

事業所名、職(理事長、管理者など)、氏名を記載。※法人名ではなく事業所名を記載。

私は、上記の者を代理人と定め、大阪市内で給付決定を受けた児童発達支援、医療型児童発達支援又は居宅訪問型児童発達支援に係る _____ 年 ____ 月 から _____ 年 ____ 月 までに同支援の提供を受けたものに関する児童発達支援等利用者負担給付金の請求及び受領の一切の権限を委任します。

記

(受給者証番号)

(フリガナ) _____

(児童氏名) _____

年 月 日

委任者 (支給決定を受けた保護者)
住 所 _____
氏名 ②

保護者から事業所に提出された委任状のチェックポイント

- ①記載もれがないか。
- ②委任者が、支給決定通知書（様式 3 - 1 号）の「支給決定保護者氏名」と同一か。
（※障がい児通所受給者証の通所給付決定保護者と同一か。）
- ③委任する期間が記載されているか。（※支給決定通知書の「支給の対象となる障がい児通所支援」欄に記載された期間の範囲内で、各事業所の利用期間に合わせて記載。）
（例）
 - ・令和 8 年 5 月から代理人欄に記載の事業所を利用する場合の開始月 ➡令和 8 年 5 月
 - ・令和 8 年 4 月より前から代理人欄に記載の事業所を利用している場合の開始月➡令和 8 年 4 月
- ④代理人欄に利用する事業所の情報が記載されているか。（※法人名ではなく事業所名を記載。）

（４）事業所から大阪市への委任状の提出（４ページの全体図中の④）

【事業所 → 区役所】

- ・（３）で保護者から提出された委任状を、サービス提供月の最終開庁日までに、事業所から支給決定を行った区役所に提出してください。
- ・例えば、令和８年４月サービス提供分から受領委任払による給付金の支給を開始する場合は、令和８年４月３０日（木）までに委任状を提出していただきます。
※ 月末が土日祝で閉庁日の場合は、その月の最終開庁日までに提出をお願いします。
※ 郵送にて提出する場合は最終開庁日必着です。

●委任状の提出先

北区	〒530-8401 北区扇町2丁目1番27号	東淀川区	〒533-8501 東淀川区豊新2丁目1番4号
都島区	〒534-8501 都島区中野町2丁目16番20号	東成区	〒537-8501 東成区大今里西2丁目8番4号
福島区	〒553-8501 福島区大開1丁目8番1号	生野区	〒544-8501 生野区勝山南3丁目1番19号
此花区	〒554-8501 此花区春日出北1丁目8番4号	旭区	〒535-8501 旭区大宮1丁目1番17号
中央区	〒541-8518 中央区久太郎町1丁目2番27号	城東区	〒536-8510 城東区中央3丁目5番45号
西区	〒550-8501 西区新町4丁目5番14号	鶴見区	〒538-8510 鶴見区横堤5丁目4番19号
港区	〒552-8510 港区市岡1丁目15番25号	阿倍野区	〒545-8501 阿倍野区文の里1丁目1番40号
大正区	〒551-8501 大正区千島2丁目7番95号	住之江区	〒559-8601 住之江区御崎3丁目1番17号
天王寺区	〒543-8501 天王寺区真法院町20番33号	住吉区	〒558-8501 住吉区南住吉3丁目15番55号
浪速区	〒556-8501 浪速区敷津東1丁目4番20号	東住吉区	〒546-8501 東住吉区東田辺1丁目13番4号
西淀川区	〒555-8501 西淀川区御幣島1丁目2番10号	平野区	〒547-8580 平野区背戸口3丁目8番19号
淀川区	〒532-8501 淀川区十三東2丁目3番3号	西成区	〒557-8501 西成区岸里1丁目5番20号

- ・委任状の委任事項で「年 月から 年 月までに同支援の提供を受けたもの」と記載しますので、委任状は毎月提出いただく必要はありません。委任期間のうち、委任された最初の月にのみ提出いただくことになります。
- ・期日までに委任状の提出がない場合は、保護者から事業所に対する権限の委任が確認できないため、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に、翌月10日までの給付金の請求をするためには、必ずサービス提供月の最終開庁日までに委任状の提出をお願いします。
- ・なお、本給付金の支給決定を受けている保護者が、年度途中で児童発達支援等の利用先をA事業所からB事業所に変更した場合や、B事業所を新たに利用することになった場合は、B事業所がサービス提供した月の最終開庁日までに、新たにB事業所から大阪市に委任状を提出いただく必要があります。

ポイント 期日までに委任状の提出ができない場合について

- ・事業所から大阪市への委任状の提出が、サービス提供月の最終開庁日までに間に合わない場合、サービス提供月の翌月 10 日〆切分では、国保連への給付金の請求ができませんので、月遅れで請求いただくか、法定給付分のみで請求したものに対して過誤申立により請求を取り下げた後に、本給付金を計上して再請求していただくこととなります。
- ・例えば、令和 8 年 4 月 30 日までに委任状が提出できず、5 月 9 日に委任状を提出した場合、4 月分の給付金の請求は月遅れで請求いただくこととなりますので、5 月 10 日〆切分ではなく、6 月 10 日〆切分で国保連への請求を行っていただきます。
- ・このような場合も、4 月分のみ償還払による支給を行い、5 月分から受領委任払による支給を行うのではなく、4 月分から保護者から事業所あての委任を行っていただき、受領委任払での支給を行うこととなりますので、ご協力お願いします。

(5) 国保連への請求

【事業所 → 国保連】

- ・ 事業所は、サービス提供した月の翌月 10 日までに、通常の法定給付分の中に本給付金を計上し、国保連に本給付金の請求をします。通常の給付費のみの請求とは請求方法が異なります。
- ・ 次に記載する方法により国保連への請求をしていただかないと、給付金の支払いができません。 サービス提供月の末日までに大阪市あてに委任状を提出するだけでは、給付金の支払いができませんので、ご注意ください。

《請求の方法》

- ・ 「障がい児通所給付費・入所給付費等請求書（様式第一）」の障がい児通所給付費のうち、児童発達支援、医療型児童発達支援又は居宅訪問型児童発達支援の「自治体助成額」欄に、本給付金の請求額をそれぞれ記載してください。
- ・ 「障がい児通所給付費・入所給付費等明細書（様式第二）」の「**助成自治体番号**」に、**271007**と記載してください。また、本給付金の対象者のサービス種類コード「**61 児童発達支援**」、「**62 医療型児童発達支援**」又は「**65 居宅訪問型児童発達支援**」について、「**決定利用者負担額**」の金額をそのまま「**自治体助成分請求額**」欄に記載してください。

《イメージ》

(様式第二)

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県番号		指定事業所番号		
助成自治体番号	271007	請求事業者	事業者及びその事業所の名称	地域区分

都道府県番号は受給者証記載の市町村番号（行政区）の番号を記載してください。
 （例：北区ならば 271270）

助成自治体番号は**大阪市の番号（271007）を必ず記載**してください。

受給者証番号		利用者負担上限月額 ①	4,600
給付決定保護者氏名		利用者負担上限額	
給付決定に係る障害児氏名		指定事業所番号	

決定利用者負担額の金額を、そのまま自治体助成分請求額欄に記載してください。

請求額集計欄	サービス種類コード	61				
	サービス利用日数	○	日		日	日
	給付単位数	○○○○				
	単位数単価	○.○○	円/単位		円/単位	円/単位
	総費用額	229,129				
	1割相当額	22,912				
	利用者負担額②	22,912				
	上限月額調整(①②の内少ない数)	4,600				
	調整後利用者負担額					
	上限額管理後利用者負担額					
決定利用者負担額		4,600				
請求額	給付費	224,529				
	特別対策費					
自治体助成分請求額		4,600				

ポイント 請求書、明細書の詳細およびシステムの入力イメージについて

- ・「障がい児通所給付費・入所給付費等請求書（様式第一）」、「障がい児通所給付費・入所給付費等明細書（様式第二）」の詳細は、14～15 ページの記載例をご参照ください。
- ・また、事業所によって使用される請求システムは異なると思いますが、請求システムの入力イメージは、別紙＜簡易入力システムにおける入力方法＞をご参照いただき、参考にしてください。
- ・簡易入力システム以外で請求情報を作成される場合は、ご使用のソフト会社へ確認いただきますようお願いいたします。

【注意！】 年度末の請求期限について

- ・本給付金についても、通常の法定給付分の給付費の請求と同様に、いわゆる月遅れの請求も可能です。しかしながら、本給付金事業は年度単位の本市独自事業のため、年度末の請求期限は、サービス提供した日の属する年度の翌年度の4月までとなります。
- ・例えば、令和8年4月サービス提供分から令和9年3月サービス提供分に関する本給付金の国保連への請求可能時期は、令和9年4月10日〆切での請求分までとなります。
- ・この国保連への請求が間に合わない場合は、一度、保護者に利用者負担額をお支払いいただき、事業所からの領収証を添付のうえ、保護者から償還払による支給の申請をしていただくことになり、保護者の一時的な負担が増えますので、事業所におかれましては、年度末の請求期限までに給付金を含む請求を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（６）国保連からの支払い（４ページのイメージ図の⑤）

【国保連 → 事業所】

- ・通常の法定給付分の給付費とあわせて、本給付金についても国保連から事業所あてに支払われます。

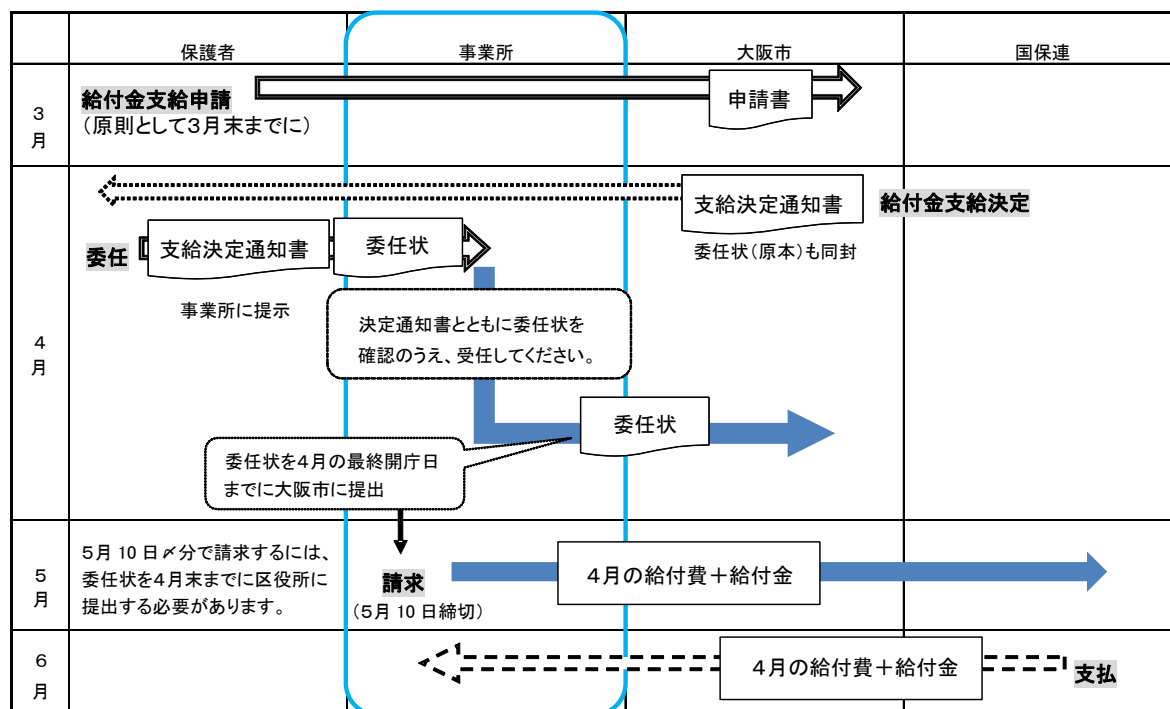
（７）保護者への給付金受領額のお知らせ（４ページのイメージ図の⑥）

【事業所 → 保護者】

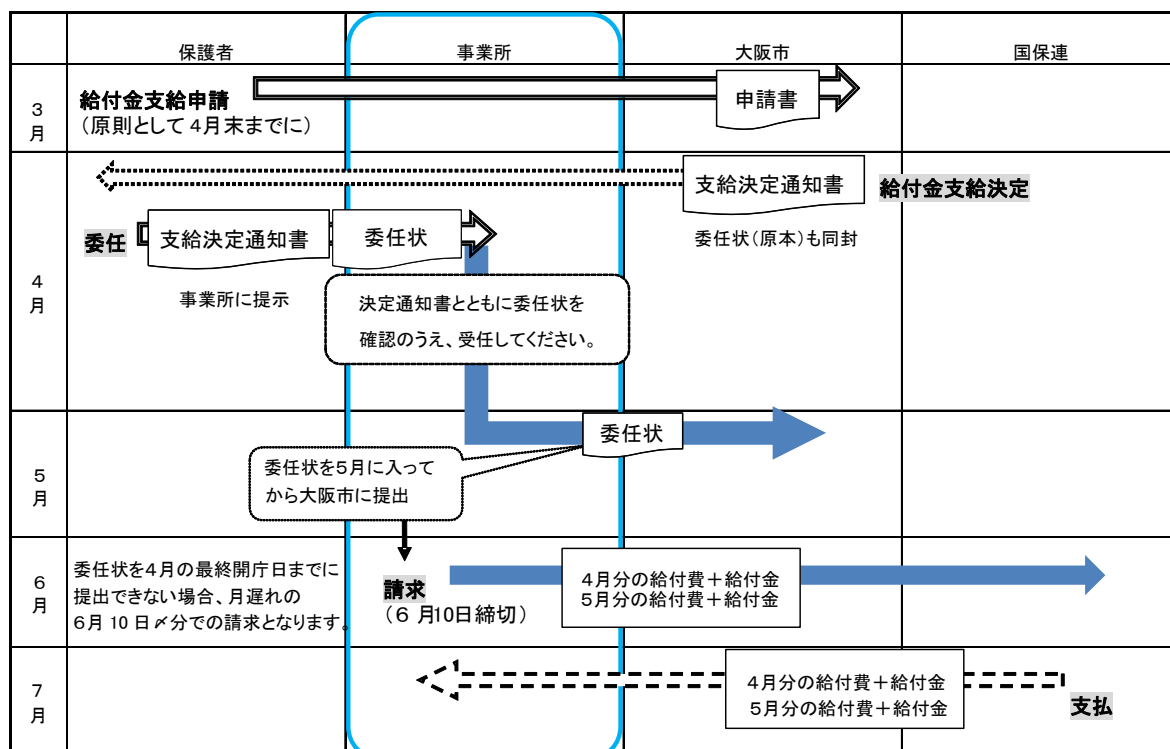
- ・給付金を受領したら、保護者に対して、受領した給付金の額を書面によりお知らせしてください。この書面は、新たに作成いただいても、従来の法定給付の代理受領通知に追記する方法でもかまいません。
- ・また、給付金の請求及び受領に関する関係書類は、国保連への請求を行った日から5年間保存しておいてください。

(8) まとめ（令和8年4月サービス提供分の流れ）

(ア) 通常の請求の流れ



(イ) 月遅れの請求となる流れ



3 償還払による支給の流れ

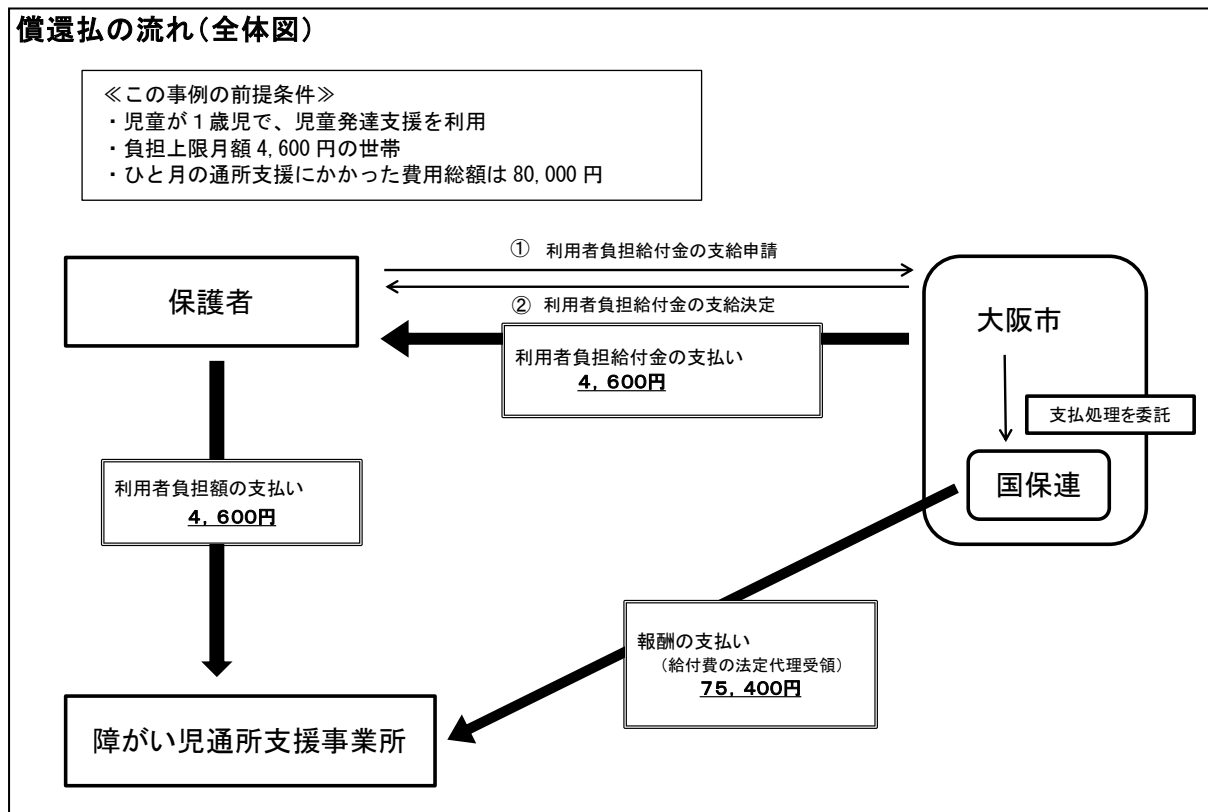
- ・「1 令和8年度における給付金の支給対象者等」(2～3ページ)で記載しているとおり、本給付金の支給は、受領委任払による支給を原則とし、これにより難しい場合にのみ、償還払により支給することとしています。事業所におかれましても、保護者の一時的な負担をなくす観点から、受領委任払による支給の実施にご協力いただきますようお願いします。
- ・保護者が特段の事情により、償還払による支給を希望された場合など、例外的な場合にのみ、償還払による支給を行うことが想定されます。
- ・償還払の場合は、保護者から大阪市に直接給付金の支給の申請をしていただき、保護者が指定した口座に振込むこととなりますので、事業所に手続きいただくことはありません。
- ・しかしながら、償還払による支給となる場合は、それぞれのサービス提供期間に応じて、給付金の申請期間が決まっていますので、申請期間内に申請いただくよう、事業所におかれましても、保護者の方にお伝えください。

申請期間

- サービス提供月が4月～9月の場合: 当年度の10月1日～11月30日に申請
- サービス提供月が10月～3月の場合: 翌年度の4月1日～5月31日に申請

※申請期間を過ぎた場合、原則として受付できませんので、必ず申請期間内に申請いただくよう、事業所におかれましても、保護者の方にお伝えいただくようご協力をお願いします。

償還払の流れ(全体図)



(1) 保護者からの給付金支給の申請

- ・ 保護者から大阪市に対して、児童発達支援等の利用者負担額の支払を証する領収証（0歳から2歳のお子様の利用分の領収証）のコピーを添付のうえ、償還払用の支給申請書（様式第2号）により給付金支給の申請を行います。
- ・ 申請には該当するサービス提供月分の領収証が必要になりますので、保護者から領収証を紛失した等の申し出があった場合は、すみやかに領収証を再発行いただきますよう、ご協力をお願いします。

申請に必要な書類

- ① 大阪市児童発達支援等利用者負担給付金支給申請書（様式第2号）
- ② 児童発達支援の利用者負担額の支払を証する領収証のコピー
（0歳から2歳のお子様の利用分）
- ③ 領収証の内訳明細書

保護者からの支給申請書の受付窓口

○持参・郵送ともに

お住まいの区の保健福祉センター福祉業務担当

(2) 給付金支給の決定及び支払い

- ・ 申請に対して支給決定を行い、大阪市から保護者あてに支給決定通知書（様式第3-2号）を送付します。
- ・ 支給決定から30日以内に、保護者指定の口座に給付金を支払います。

4 請求書・明細書の記載例

(1) 障がい児通所給付費・入所給付費等請求書の記載例

- ・受領委任払により国保連に給付金を請求する場合は、次のとおり記載してください。(請求システムに入力し、請求書を印刷したイメージです。)

(様式第一)

障害児通所給付費・入所給付費等請求書

平成 年 月 日

(請 求 先)

大阪市長 殿

下記のとおり請求します。

請求事業者

指定事業所番号	
住 所 (所在地)	〒
電話番号	
名 称	
職・氏名	

平成		年		月		分
----	--	---	--	---	--	---

②+③+⑤の合計金額を記入

請求金額			百万 ¥	2	2	千	9	1	2	円
------	--	--	---------	---	---	---	---	---	---	---

区 分	件数	単位数	①費用合計	②給付費 請求額	③特別対策費 請求額	④利用者 負担額	⑤自治体 助成額
通 所 給 付 費	児童発達支援	1	〇〇〇〇	229,129	224,529	0	0
							4,600
			明細書における総費用額を記入		本給付金の対象となる給付額を記入		
入 所 給 付 費							
小 計	1	〇〇〇〇	229,129	224,529	0	0	4,600
特定入所障害児食費等給付費							
合 計	1	〇〇〇〇	229,129	224,529	0	0	4,600

(2) 障がい児通所給付費・入所給付費等明細書の記載例

- ・受領委任払により国保連に給付金を請求する場合は、次のとおり記載してください。(請求システムに入力し、明細書を印刷したイメージです。)

(様式第二)

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県番号		都道府県番号は受給者証記載の市町村番号(行政区)の番号を記載してください。 (例: 北区ならば271270)	平成		年		月		分
助成自治体番号	271007								

受給者証 助成自治体番号は**大阪市の番号(271007)を必ず記載**してください

給付決定保 氏 名	請求事 業者	事業者及び その事業所の 名称
給付決定に係る 障 害 児 氏 名		地域区分

利用者負担上限月額 ①	4,600
-------------	--------------

利用者負担上限額 管理事業所	指定事業所番号	管理結果	管理結果額
	事業所名称		

サービス 種別	開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日	利用日数	入院日数
	開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日	利用日数	入院日数

給 付 費 明 細 欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要

請 求 額 集 計 欄	サービス種類コード	61	サービス利用日数	○ 日	給付単位数	○○○○	単位数単価	○.○○ 円/単位	総費用額	229,129	1割相当額	22,912	利用者負担額②	22,912	上限月額調整(①②の内少ない数)	4,600	調整後利用者負担額		上限額管理後利用者負担額		決定利用者負担額	4,600	請求額	224,529	特別対策費		自治体助成分請求額	4,600	合計	

決定利用者負担額の金額を、そのまま自治体助成分請求額欄に記載してください。

特定入所障害児 食費等給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額

枚中	枚目
----	----

5 大阪市児童発達支援等利用者負担給付金支給事業に関するよくある質問

問1 保護者からの委任状の代理人欄（事業所住所、事業所名・代表者）は、法人の情報を記載すればよいのか、事業所の情報を記載すればよいのか、どちらですか。

- ・通所している事業所の情報を記載してください。
- ・代表者については、事業所の代表者の職・氏名（理事長、管理者などの職名と、その職にある方の氏名）を記載してください。

問2 この給付金の対象の0～2歳児は、利用者負担額が無償化されるので、複数事業所を利用している場合であっても上限額管理は必要なくなるのですか。

- ・本給付金制度は、対象者の利用者負担上限月額が0円になるというのではなく、世帯での上限額管理後の0～2歳児の児童発達支援等に係る利用者負担額と同額を、給付金として支給するものです。
- ・したがって、**上限額管理については従来どおり行っていただくようお願いします。本給付金の制度が開始されたことによっても、従来の上限額管理の考え方に変更はありません。**

問3 2歳児と第3子の0歳児のきょうだいが、A事業所を利用しています。どちらの児童も給付金の対象となり、利用者負担額が無償化となる場合、大阪市への給付金の支給申請自体が必要ないのでしょうか。また、複数障がい児の上限額管理も必要ないのでしょうか。

- ・本給付金制度は、対象者の利用者負担上限月額が0円になるというのではなく、世帯での上限額管理後の0～2歳児の児童発達支援等に係る利用者負担額と同額を、給付金として支給するものです。
- ・問3のきょうだいの場合、2歳児、0歳児のどちらも、保護者から大阪市に対して支給申請書の提出が必要です。大阪市から保護者あて送付した大阪市児童発達支援等利用者負担給付金支給決定通知書（様式第3-1号）を必ずご確認ください、同決定通知書により本給付金の対象者であることの確認を行ったうえで、保護者から2歳児、0歳児それぞれの委任状の提出を受けてください。
- ・また、複数の障がい児が児童発達支援を利用していますので、たとえA事業所のみの利用であっても、従来どおり、複数障がい児の上限額管理の手続きを行ってください。本給付金の制度が開始されたことによっても、従来の複数障がい児の上限額管理の考え方に変更はありません。

問4 大阪市に対して、委任状をサービス提供月の最終開庁日までに提出できなかった場合はどうなりますか。

- ・事業所から大阪市への委任状の提出が、サービス提供月の最終開庁日までに間に合わない場合、サービス提供月の翌月10日〆切分では、国保連への給付金の請求ができませんので、**月遅れで請求いただくか、法定給付分のみで請求したのに対して過誤申立により請求を取り下げた後に、本給付金を計上して再請求していただく**こととなります。

- ・例えば、令和8年4月30日までに委任状が提出できず、5月9日に委任状を提出した場合、4月分の給付金の請求は月遅れで請求いただくこととなりますので、5月10日〆切分ではなく、6月10日〆切分で国保連への請求を行っていただきます。
- ・このような場合も、**4月分のみ償還払による支給を行い、5月分から受領委任払による支給を行うのではなく、原則として4月分から、保護者から事業所あての委任を行っていただき、受領委任払での支給を行う**こととなりますので、ご協力をお願いします。（11 ページのイメージ図も参照をお願いします。）

問5 複数の事業所を利用している保護者の場合は、委任状は全ての事業所に渡す必要があるのですか。上限額管理をした結果、利用者負担額が発生しない事業所もあるのですが。

- ・複数の事業所を利用している保護者の場合、**保護者から全ての事業所に委任状を渡していただく**こととなります。利用回数が少なかった月があった場合、上限額管理をした結果、上限額管理事業所以外にも利用者負担額が発生するようなことも考えられるため、**初めに全ての事業所に提出いただくこととしています**。保護者から委任状の提出があった場合は、事業所から大阪市あてに委任状の原本を提出してください。
- ・なお、大阪市から保護者あてに支給決定通知書（様式3-1号）を送付する際に、委任状の様式を1枚のみ同封しています。複数の事業所を利用されている場合は、コピー等でご対応いただくか、大阪市ホームページから様式をダウンロードできますので、事業所におかれましても保護者へのご案内をお願いします。

問6 保護者から提出された委任状は、事業所として内容の確認が必要ですか。

- ・委任状により保護者から給付金の請求及び受領を委任され、事業所として給付金を請求、受領するため、事業所として受任するにあたって、委任状の内容を確認いただくことが必要であると考えられます。
- ・委任期間が空白になっている場合や、委任者（支給決定を受けた保護者）欄が、給付金の支給決定通知書（様式3-1号）に記載の支給決定保護者と異なるような場合は、保護者に確認いただいたうえで、保護者に正しく記載いただってください。

問7 A事業所を利用している0～2歳児が、年度途中の令和8年12月から、新たにB事業所も利用することになった場合は、どのように請求すればよいですか。

- ・B事業所は、保護者から新たに委任状（様式第5号）を提出していただき、その委任状を令和8年12月の最終開庁日までに大阪市に提出してください。

- ・そのうえで、A事業所とB事業所で上限額管理を行っていただき、上限額管理後の0～2歳児の児童発達支援等に係る利用者負担額と同額を給付金として支給しますので、サービス提供した翌月の10日までに、法定給付分とあわせて国保連に給付金の請求をしてください。
- ・委任状の様式は、大阪市ホームページからダウンロードできます。また、印刷用のプリンターをお持ちでない場合は、保護者あてに直接送付させていただきますので、保護者から福祉局障がい支援課にご連絡いただくようご案内をお願いします。
- ・なお、このような場合は、既に給付金の支給決定がされているため、保護者から大阪市あてに給付金支給申請書（様式第1号）を提出いただく必要はありません。

問8 保護者が令和8年12月から、児童発達支援等の利用先をA事業所からB事業所に変更したような場合はどのように請求すればよいですか。

- ・B事業所は、保護者から新たに委任状（様式第5号）を提出していただき、その委任状を令和8年12月の最終開庁日までに大阪市に提出してください。そのうえで、サービス提供した翌月の10日までに、B事業所から、法定給付分とあわせて国保連に給付金の請求をしてください。

問9 給付金の支給決定通知書を確認したうえで、保護者から委任状の提出を受けるとなっていますが、年齢等からみて給付金対象児童であることが明らかなので、支給決定通知書が届く前に、保護者に委任状を記載いただいてもかまいませんか。

- ・特に事業当初から給付金の支給対象となる場合は、申請→支給決定→委任状の提出をサービス提供月の末日までに行うためには、期間内に迅速に手続きを行う必要があるため、月の通所日数が少ないなど、保護者と迅速なやりとりを行うことが難しいような場合は、事前に委任状を記載いただくことは差し支えありません。その際は、大阪市ホームページから委任状の様式をダウンロードするなどにより対応をお願いします。
- ・ただし、そのような場合であっても、事業所から大阪市に委任状を提出いただく際には、必ず支給決定通知書により、給付金の対象となっていることを確認のうえ、提出してください。

問10 保護者から支給申請書の提出はもうありましたか。また、当該保護者に支給決定通知書が送付されているか教えてもらえますか。

- ・申し訳ありませんが、特定の保護者からの申請があったかどうかはお答えできません。また、支給決定通知書が送付されたかどうかについても、同様にお答えできません。
- ・支給決定後に委任状の手続きを迅速に行うために、お問い合わせいただいたと思いますが、まずは、保護者に直接確認をお願いします。保護者自身が、申請書を提出したかどうか不明である、または支給決定通知書を受け取ったか不明であるような場合は、保護者から直接大阪市あてにご連絡いただくようお願いください。

問 1 1 保護者が大阪市に直接委任状を送ってしまったと言っています。事業所としては委任状を確認していないのですが、提出されているか教えてもらえますか。

- ・まずは、保護者から直接大阪市あてにご連絡いただくようお願いください。

問 1 2 受領委任払による支給について、請求できる期限はありますか。

- ・通常の法定給付分の請求と同様に、本給付金についても、いわゆる月遅れの請求も可能です。しかしながら、本給付金事業は年度単位の本市独自事業のため、年度末の請求期限は、サービス提供した日の属する年度の翌年度の4月までとなります。
- ・例えば、令和8年4月サービス提供分から令和9年3月サービス提供分に関する本給付金の国保連への請求可能時期は、令和9年4月10日〆切での請求分までとなりますので、年度末の請求期限までに請求を行っていただきますよう、よろしくお願いします。

問 1 3 受領委任払による支給について、年度末までの支給決定を受けていて、年度途中で大阪市外に転出した場合はどうなりますか。

- ・本給付金事業は、0～2歳のお子様が、大阪市から児童発達支援等の給付決定を受けている場合に給付金の支給対象となりますので、大阪市外に転出した場合は対象となりません。例えば、令和8年10月15日に大阪市外に転出した場合は、令和8年10月15日のサービス提供分までが本給付金の支給対象となります。

問 1 4 本給付金事業の対象となる2歳児が児童発達支援を利用しており、同一世帯で8歳の児童が放課後等デイサービスを利用しているような場合は、世帯での上限額管理が発生しますが、本給付金の考え方はどのようになりますか。

- ・世帯での上限額管理後の2歳児の児童発達支援等に係る利用者負担額と同額が、本給付金の支給対象となります。
- ・**なお、上限額管理については従来どおり行っていただくようお願いします。本給付金の制度が開始されたことによっても、従来の上限額管理の考え方には変更はありません。**

(例1) 利用者負担額 4,600 円の世帯

	上限額管理後の利用者負担額
8歳 放課後等デイサービス	4,600 円
2歳 児童発達支援	0 円

本給付金の支給額は 0 円です。

(例2) 利用者負担額 4,600 円の世帯

	上限額管理後の利用者負担額
8歳 放課後等デイサービス	600 円
2歳 児童発達支援	4,000 円

本給付金の支給額は 4,000 円です。

(例3) 利用者負担額 4,600 円の世帯

	上限額管理後の利用者負担額
2 歳 保育所等訪問支援	600 円
2 歳 児童発達支援	4,000 円

保育所等訪問支援は給付金の対象外事業となりますので、本給付金の支給額は 4,000 円です。

問 15 多子軽減の軽減対象児童であっても、0～2 歳児は無償化なので多子軽減の計算をするまでもなく 0 円として請求してよいのでしょうか。

- ・ 0～2 歳の児童発達支援を利用している児童が、多子軽減の「軽減対象児童」として受給者証に記載されている場合は、**まず多子軽減制度が優先**されます。

(例) 利用者負担上限月額が 4,600 円の世帯で 1 か月の費用総額が 80,000 円の場合

- ・ 児童発達支援を利用している 0～2 歳児が、多子軽減の「第 2 子軽減対象児童」の場合は、 $80,000 \text{ 円} \times 5/100 = 4,000 \text{ 円} < 4,600 \text{ 円}$ のため、利用者負担額は 4,000 円となります。
- ・ この利用者負担額が給付金の支給対象となるため、給付金は 4,000 円となります。この場合は、自治体助成分請求額を 4,000 円として国保連請求していただくこととなります。

問 16 大阪市にサービス提供月の最終開庁日までに委任状を提出するだけで、自動的に事業所あてに給付金が支払われるのですか。

- ・ サービス提供月の最終開庁日までに委任状を提出するだけでは、給付金の支払いができません。
- ・ サービス提供月の翌月 10 日までに、通常の法定給付分の中に本給付金を計上し、国保連に本給付金の請求をすることにより給付金の支払いが可能となりますので、ご注意ください。詳細は 8～9 ページを参照してください。

問 17 利用者負担上限月額が 0 円の保護者が、年度途中で 4,600 円になった場合はどのようなのですか。

- ・ 利用者負担上限月額が年度途中で 4,600 円又は 37,200 円に変更になった場合は、給付金の支給対象となります。その場合は、給付金の申請を行うよう、保護者の方に事業所からもお伝えいただくなど、ご協力をよろしくお願いします。

問 18 令和 8 年度に 1 歳児で給付金の支給対象となっていました。令和 9 年度は 2 歳児として給付金の支給対象になると思いますが、保護者から大阪市あてに、あらためて給付金支給申請書（様式第 1 号）を提出する必要があるのですか。

- ・ 本給付金事業は、年度単位の本市独自事業ですので、令和 8 年度に 1 歳児で給付金の支給対象となっていた方であっても、令和 9 年度に 2 歳児として給付金の支給を受けるためには、あらためて給付金支給申請書（様式第 1 号）を提出いただき、給付金の支給決定を受けていただく必要があります。

- ・また、大阪市から給付金の支給決定通知書（様式第3－1号）を受け取っていただいた後、利用している事業所全てに、給付金の請求及び受領に関する権限が委任されていることを証するための委任状（様式第5号）を新たに提出いただく必要があります。

問 19 来年度以降も、この児童発達支援等利用者負担給付金支給事業は実施されるのですか。

- ・本給付金事業は、年度単位の本市独自事業ですので、来年度以降の実施については、現時点では未定です。実施することとなりましたら、あらためてお知らせさせていただきますのでよろしくお願い致します。